

回答票2

＜地方公共団体への質問＞

Q6. 株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

＜地方公共団体への質問＞

Q7. 以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

＜地方公共団体及び学校設置会社への質問＞

Q8. 本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

教育上の効果

経済的効果

社会的効果

＜学校設置会社への質問＞

Q9. 学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

効率的な学校運営のための工夫

上記工夫による効果

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

＜学校設置会社への質問＞

Q10. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）
上記の解決策

＜学校設置会社への質問＞

Q 1 1. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。
株式会社立学校を設置した理由
学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等
学校法人設立の支障となっている点やデメリット等
学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか
学校法人関係の制度の問題点、改善策等

＜当該学校に通う生徒への質問＞

Q 1 2. 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。
株式会社立の学校への入学を選んだ理由
入学後の効果等、お気づきの点

＜当該学校に通う生徒・保護者への質問＞

Q 1 3. 株式会社が通信制高校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通

知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q14. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。		
あてはまるものを1つだけ選択 1. 知っていた 2. 知らなかった	⇒	回答欄
「2. 知らなかった」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q15. 平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況及び、構造特区法第12条5項の規定に基づき認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください。（公表資料の添付でも可）	
記入必須事項	開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
	議事項目
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）	

＜地方公共団体への質問＞

Q16. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q17. 通知文書「第一 改正の概要1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択 1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置（Q18へ） 2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結（Q18へ） 3. どちらの措置も講じていない（Q19へ）	⇒	回答欄
---	---	------------

＜地方公共団体への質問＞

※Q17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q18. Q17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

--

＜地方公共団体への質問＞

※Q17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q19. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。（自由記述）

--

＜地方公共団体への質問＞

Q20. 通知文書「第二 留意事項3（2）」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 把握・指導監督している（Q21へ） 2. 把握・指導監督していない	⇒	回答欄
--	---	------------

「2. 把握・指導監督していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

--

＜地方公共団体への質問＞

※Q20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q21. 構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q22. 通知文書「第二 留意事項3（3）」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件（以下、「役員要件」という。）を満たしていることを確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを1つだけ選択
1. 確認している（Q23へ）
2. 確認していない

⇒

回答欄

「2. 確認していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q22で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q23. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q24. 通知文書「第二 留意事項3（4）」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこととしています。

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）は、平成30年3月及び令和3年3月に「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において方策が提言されたことを踏まえ、改訂を行っています。

ガイドライン（及び通知）に基づき、適切な指導監督を実施できていますか。

あてはまるものを1つだけ選択
1. できている
2. できていない

⇒

回答欄

「1. できている」を回答した場合は、その具体的な取組についてご記入ください。

「2. できていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q25. 通知文書「第二 留意事項4」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、構造特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域外で行うことはできないこととされています。

現在、株式会社立の学校において実施されている面接指導等は特区区域内で行われていますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 特区区域内で行われている（Q26へ）
2. 特区区域外でも行われている（Q27へ）

⇒

回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q25で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q26. 株式会社立の学校で実施される面接指導等が特区区域内で行われていることをどのような方法で確認していますか。具体的な方法についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q25で「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q27. 内閣府では、過去3回（東日本大震災、熊本地震、新型コロナウイルス感染症対策下）にわたり、（一定の条件下であれば、）特区区域外での面接指導等を認めることとする事務連絡文書（別紙2～4）を発出しております。

当該文書の活用状況について、以下の選択肢から選択してください。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 今でも活用している（Q28へ）
2. 過去活用していたが、今は活用していない（Q29へ）
3. 今まで活用したことはない（Q29へ）

⇒

回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q27で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q28. Q27で述べた3つの事務連絡文書うち、どの事務連絡文書に基づいて面接指導等を実施している状況ですか。加えて、当該事務連絡文を活用して特区区域外での面接指導等の実施を開始した時期及び今後の対応方針（特区区域内での面接指導等の実施開始に向けた取組及びスケジュール等）について、ご記入ください。

事務文書名（別紙番号でも可）
事務連絡文を活用して特区区域外での面接指導等の実施を開始した時期
今後の対応方針（特区区域内での面接指導等の実施開始に向けた取組及びスケジュール等）

＜地方公共団体への質問＞

※Q27で「2」及び「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q29. なぜ面接指導等が特区区域外で行われている事象が生じたのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。（自由記述）

※なお、当該状況を早急に解消すべく、学校設置会社に対して速やかに指導監督を適切かつ確実に実施願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q30. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

＜記載事項＞

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況
- ・ （広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合）面接指導等を実施した施設の状況
- ・ （広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合）連携施設（ガイドラインで定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

あてはまるものを1つだけ選択	⇒	回答欄
1. 記載されている 2. 記載されていない		
「2. 記載されていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q31. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q32. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 行っている 2. 行っていない	⇒	回答欄
「2. 行っていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

※「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q33. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、構造特区法12条第5項に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすることとされています。

毎年度実施している学校評価の評価項目についてご記入ください。（自由記述。公表資料の添付でも可。）

＜評価項目＞

- ・ 学校の教育活動及び管理運営に関する事項
- ・ 事業報告書の記載事項に掲げる事項

＜地方公共団体への質問＞

Q34. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、構造特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により、遅滞なく公表することとしています。

学校評価の結果を公表していますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 公表している
2. 公表していない

⇒

回答欄

「1. 公表している」を回答した場合は、公表方法及び掲載ページ等についてご記入ください。

「2. 公表していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q35. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、先述した審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）と併せて、毎年度、内閣府へ報告することとしています。

当該報告を実施していますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 実施している
2. 実施していない

⇒

回答欄

「1. 実施している」を回答した場合は、報告に係るスケジュール等具体的な取組をご記入ください。

「2. 実施していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

府 地 事 第 7 8 号
2 8 文 科 初 第 1 4 0 1 号
平 成 2 9 年 1 月 2 7 日

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による
学校設置事業について（通知）

構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業においては、一部の広域通信制高等学校により、特区法第 4 条第 1 1 項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）に記載された構造改革特別区域の区域外で、面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和 3 7 年文部省令第 3 2 号）第 2 条第 1 項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。以下同じ。）が実施されていたこと、高等学校学習指導要領（平成 2 1 年文部科学省告示第 3 4 号）に照らして著しく不適切な面接指導が行われていたこと等が明らかになり、構造改革特別区域制度への信頼を揺るがしかねない事態が生じました。このことを踏まえ、特区法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（下記第一及び別添 1 参照）。

これに伴い、学校設置会社による学校設置事業の適正な実施のため、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめましたので、認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、特区法及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事

業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

なお、下記第一の1（2）のとおり、認定地方公共団体は適切な指導監督体制を確保しなければならないこととされたことに伴い、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対して別添2のとおり通知しておりますので、併せて御承知置き願います。

記

第一 改正の概要

1 特例措置の内容

（1）審議会等の役割等

審議会等は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されていることを踏まえ、審議会等の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会等の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものであることを明確化したこと。

（2）認定地方公共団体の指導監督体制等

認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこと。

- ① 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、
- ② 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

2 同意の要件

地方公共団体が提出した認定計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- （1）改正後の別表1の「特例措置の内容」に記載されている2.（1）及び11.の事項の内容が確保されていること
- （2）認定地方公共団体において、改正後の別表1の「特例措置の内容」に記載されている2.（2）及び（3）の事項の内容が確認されること
- （3）学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

第二 留意事項

1 構造改革特別区域計画への記載事項

基本方針の改正の趣旨を踏まえ、構造改革特別区域計画の認定の申請に当たっては、次に掲げる事項を同計画に記載すること。

- ① 地方公共団体に設置する審議会等の体制（構成員の数、構成員の属性）
- ② 地方公共団体の事務局体制等の整備状況（学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員の配置状況又は当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結状況）
- ③ 認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外の施設において面接指導等を行わないこと
- ④ 学校設置会社において、学校の経営に必要な財産等が確保されていること
- ⑤ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が、特区法第12条第2項第2号及び第3号に定める要件（以下「役員要件」という。）に適合することを確認すること
- ⑥ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

3 認定地方公共団体の指導監督体制等

（1）適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

（2）学校設置会社の資産に係る要件の確認

認定地方公共団体は、特区法第12条第3項の業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認等を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこと。

（3）学校設置会社の役員に係る要件の確認方法

認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により役員要件を確認すること。また、役員の交代の都度、役員要件を満たしていることを確認するこ

と。

(4) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

4 面接指導等を行う区域

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外で行うことはできないことに留意すること。

5 その他

(1) 事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

- ① 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ② 学校の経営に必要な財産等の状況
- ③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況
- ④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

(2) 学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

府 地 事 第 7 8 号
2 8 文 科 初 第 1 4 0 4 号
平 成 2 9 年 1 月 2 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿
各 都 道 府 県 知 事

内閣府地方創生推進事務局長

佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かななければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 16 日

（ 大智学園高等学校
川 内 村 ） 殿

内閣府 地域活性化推進室

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する東日本大震災
被災地における取扱いについて（通知）

貴団体におかれましては、平素より構造改革特区の推進につき大変お世話になって
おります。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に
基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところ
です（平成 18 年 8 月 1 日内閣府構造改革特区担当室通知）。

しかしながら、今回の東日本大震災によって校舎が損壊し、生徒の教育に使用でき
ない場合及び福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策特別措置法に基づく指
示により、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない
場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、当分の間、認定
構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用する
ことにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法
については、当室とご相談いただきますようお願いいたします。

内閣府 地域活性化推進室 担当：西尾、宮崎

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

T E L 03-3539-2242

F A X 03-3591-1973

E-mail saeko.nishio@cas.go.jp

事 務 連 絡

平成28年5月23日

南 阿 蘇 村 殿

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する
熊本地震被災地における取扱いについて（通知）

貴村におかれましては、平素より構造改革特区の推進につき大変お世話になっております。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（「学校設置会社による学校設置事業の適正実施について」（平成28年5月20日付け府地事第121号内閣府地方創生推進事務局長通知）。

しかしながら、今回の熊本地震により、通学経路が確保できない等、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、当分の間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法については、当事務局とご相談いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
内閣府 地方創生推進事務局

担当：竹村、小野、高橋

T E L 03-5510-2159、F A X 03-3591-1973

e-mail toc@cao.go.jp

事 務 連 絡

平成28年10月19日

山 都 町 殿

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する
熊本地震被災地における取扱いについて（通知）

貴町におかれましては、平素より構造改革特区制度の推進につき大変お世話になっております。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（「学校設置会社による学校設置事業の適正実施について」（平成28年5月20日付け府地事第121号内閣府地方創生推進事務局長通知）。

しかしながら、本年4月の熊本地震に加え6月の豪雨により、通学経路が確保できない等、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、区域内での面接指導等の実施が可能となるまでの間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法については、当事務局とご相談いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
内閣府 地方創生推進事務局

担当：竹村、井上、高橋

T E L 03-5510-2159、F A X 03-3591-1973

e-mail toc@cao.go.jp

事 務 連 絡

令和3年1月14日

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立高等学校事務担当課 御中

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する新型コロナウイルス
感染症対策下における取扱いについて（通知）

貴団体におかれましては、平素より構造改革特区制度の推進につき大変お世話になって
おります。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づ
き、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（
平成18年8月1日内閣府構造改革特区担当室通知）。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域の感染状況等を踏ま
え、認定構造改革特区計画に記載された区域内で集中スクーリングをはじめとする面接指
導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、
当分の間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備
を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法につ
いては、当局とご相談いただきますようお願いいたします。

上記については、文部科学省と協議済であることにつき、申し添えいたします。

内閣府 地方創生推進事務局 担当：野村、成田、岩田
〒100-0014
東京都東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
T E L 03-5510-2466
F A X 03-3591-1973
E-mail toc@cao.go.jp

質問票 2 (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	8 1 6
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 5 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。質問ごとに回答対象者（地方公共団体、学校設置会社、当該学校に通う学生、当該学校に通う学生・保護者）が異なりますので、回答する際に、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

Q 6 <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上及び研究上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄 Q 6

Q 7 <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 7

Q 8 <学校設置会社への質問>

本特定事業の実施により、どのような教育・研究上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 8

Q 9 <学校設置会社への質問>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄 Q 9

Q 1 0 <学校設置会社への質問>

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 0

Q 1 1 <学校設置会社への質問>

学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 1

Q 1 2 <当該学校に通う学生への質問>

株式会社立の大学への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 2

Q 1 3 <当該学校に通う学生・保護者への質問>

株式会社が大学の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

⇒ 回答欄 Q 1 3

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について(通知)」(以下、「通知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった

⇒ 回答欄Q 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特別区域法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。

審議会等の直近の運営状況についてご記入ください（公表資料の添付でも可）。

〈記入必須事項〉

- ・開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
- ・議事項目
- ・認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘 等

⇒ 回答欄Q 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。
（自由記述）

⇒ 回答欄Q 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

通知文書「第一 改正の概要1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置（Q 1 8へ）
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結（Q 1 8へ）
3. どちらの措置も講じていない（Q 1 9へ）

⇒ 回答欄 Q 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

※Q 1 7で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 1 7で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 1 8

Q 1 9 <地方公共団体への質問>

※Q 1 7で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 1 9

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第 1 2 条第 3 項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法 1 2 条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 把握・指導監督している(Q 2 1へ)
2. 把握・指導監督していない

⇒ 回答欄 Q 2 0

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

※Q 2 0で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

構造特区法第 1 2 条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 1

Q 2 2 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第 1 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件(以下、「役員要件」という。)を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満

たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 確認している (Q23へ)
2. 確認していない

⇒ 回答欄Q22

Q23 <地方公共団体への質問>

※Q22で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄Q23

Q24 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等(以下「業務状況書類等」という。)のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年文部科学省令第17号)第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法(平成17年法律第86号)に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

<記載事項>

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 記載されている
2. 記載されていない

⇒ 回答欄Q24

Q25 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

⇒ 回答欄Q25

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 行っている
2. 行っていない

⇒ 回答欄 Q 2 6

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票 2

＜地方公共団体への質問＞

Q 6. 株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上及び研究上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

＜地方公共団体への質問＞

Q 7. 以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

＜地方公共団体及び学校設置会社への質問＞

Q 8. 本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

教育上の効果

経済的効果

社会的効果

＜学校設置会社への質問＞

Q 9. 学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

効率的な学校運営のための工夫

上記工夫による効果

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

＜学校設置会社への質問＞

Q 10. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）
上記の解決策

＜学校設置会社への質問＞

Q 1 1. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。
株式会社立学校を設置した理由
学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等
学校法人設立の支障となっている点やデメリット等
学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか
学校法人関係の制度の問題点、改善策等

＜当該学校に通う児童生徒の保護者への質問＞

Q 1 2. 株式会社立の大学への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。
株式会社立の学校への入学を選んだ理由
入学後の効果等、お気づきの点

＜当該学校に通う児童生徒・保護者への質問＞

Q 1 3. 株式会社が大学の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通

知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q14. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 知っていた 2. 知らなかった	⇒	回答欄
「2. 知らなかった」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q15. 平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区域法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください（公表資料の添付でも可）。

記入必須事項	開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
	議事項目
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）	

＜地方公共団体への質問＞

Q16. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。（自由記述）

--

＜地方公共団体への質問＞

Q17. 通知文書「第一 改正の概要 1 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項 3 (1)」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択 1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置 (Q18へ) 2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結 (Q18へ) 3. どちらの措置も講じていない (Q19へ)	⇒	回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q18. Q17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

--

＜地方公共団体への質問＞

※Q17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q19. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

--

＜地方公共団体への質問＞

Q20. 通知文書「第二 留意事項 3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 把握・指導監督している (Q21へ) 2. 把握・指導監督していない	⇒	回答欄
「2. 把握・指導監督していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

※Q20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q21. 構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q22. 通知文書「第二 留意事項3(3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件(以下、「役員要件」という。)を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 確認している(Q23へ)
2. 確認していない

⇒

回答欄

「2. 確認していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q22で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q23. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q24. 通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等(以下「業務状況書類等」という。)のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年文部科学省令第17号)第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法(平成17年法律第86号)に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

＜記載事項＞

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

あてはまるものを1つだけ選択

⇒

回答欄

1. 記載されている		
2. 記載されていない		
「2. 記載されていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q25. 通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q26. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

あてはまるものを1つだけ選択		回答欄
1. 行っている	⇒	
2. 行っていない		
「2. 行っていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

※「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

府 地 事 第 7 8 号
28文科初第1401号
平成29年1月27日

構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業においては、一部の広域通信制高等学校により、特区法第4条第11項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）に記載された構造改革特別区域の区域外で、面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。以下同じ。）が実施されていたこと、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に照らして著しく不適切な面接指導が行われていたこと等が明らかになり、構造改革特別区域制度への信頼を揺るがしかねない事態が生じました。このことを踏まえ、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（下記第一及び別添1参照）。

これに伴い、学校設置会社による学校設置事業の適正な実施のため、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめましたので、認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、特区法及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事

業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

なお、下記第一の1（2）のとおり、認定地方公共団体は適切な指導監督体制を確保しなければならないこととされたことに伴い、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対して別添2のとおり通知しておりますので、併せて御承知置き願います。

記

第一 改正の概要

1 特例措置の内容

（1）審議会等の役割等

審議会等は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されていることを踏まえ、審議会等の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会等の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものであることを明確化したこと。

（2）認定地方公共団体の指導監督体制等

認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこと。

- ① 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、
- ② 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

2 同意の要件

地方公共団体が提出した認定計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- （1）改正後の別表1の「特例措置の内容」に記載されている2.（1）及び11.の事項の内容が確保されていること
- （2）認定地方公共団体において、改正後の別表1の「特例措置の内容」に記載されている2.（2）及び（3）の事項の内容が確認されること
- （3）学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

第二 留意事項

1 構造改革特別区域計画への記載事項

基本方針の改正の趣旨を踏まえ、構造改革特別区域計画の認定の申請に当たっては、次に掲げる事項を同計画に記載すること。

- ① 地方公共団体に設置する審議会等の体制（構成員の数、構成員の属性）
- ② 地方公共団体の事務局体制等の整備状況（学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員の配置状況又は当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結状況）
- ③ 認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外の施設において面接指導等を行わないこと
- ④ 学校設置会社において、学校の経営に必要な財産等が確保されていること
- ⑤ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が、特区法第12条第2項第2号及び第3号に定める要件（以下「役員要件」という。）に適合することを確認すること
- ⑥ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

3 認定地方公共団体の指導監督体制等

（1）適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

（2）学校設置会社の資産に係る要件の確認

認定地方公共団体は、特区法第12条第3項の業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認等を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこと。

（3）学校設置会社の役員に係る要件の確認方法

認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により役員要件を確認すること。また、役員の交代の都度、役員要件を満たしていることを確認するこ

と。

(4) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

4 面接指導等を行う区域

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外で行うことはできないことに留意すること。

5 その他

(1) 事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

- ① 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ② 学校の経営に必要な財産等の状況
- ③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況
- ④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

(2) 学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

府地事第78号
28文科初第1404号
平成29年1月27日

各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事

内閣府地方創生推進事務局長

佐々木 基

文部科学事務次官

戸谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かななければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあつては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあつては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。） 4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。

	6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。 なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。 (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）） (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）） (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）） (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）） (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号）） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。 (1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。 (2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。 2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。 3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑤評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上での文部科学大臣による認可が必要となります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となった運営がなされることは不適切です。なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号）
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合にあつては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）

（注）学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法

令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、4.(2)③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

(2) 学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記2.にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第12条第2項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。認定地方公共団体が審査基準を定める際には、当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準も参考にすることが求められます。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、

地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。

- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第12条第2項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

（３）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

（４）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。
- ・ 学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性 等）
 - ・ 構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること 等）

- ・ 学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
- ・ 学校設置会社の役員の状況
- ・ 通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が望まれます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが望まれます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

（５）セーフティネットについて

- ① 学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことが求められます（特区法第12条第7項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあっせんのほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請すること等も考えられます。

（６）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の

長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。

④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

（1）通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、

それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、連携施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。

(2) 特区計画(別紙)「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に審議会等の構成及び審議事項
 - ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。
- ④ セーフティネットの整備に向けた取組
- ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に於ける学校設置事業に対する適切な指導監督体制が確保されていること
 - ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも(ア)と(イ)のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。
 - (ア) 地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること
 - (イ) 特区計画に記載された構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること
 - (注) 本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないよう、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。
 - ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニ

ーズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。

- ⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること（資産要件）が確保されていること
- ⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること
 - ・ 確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。
- ⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること
 - ・ 学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。

（３）その他

- ① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。
- ② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- (1) 審議会等の設置要綱等の案
- (2) 学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- (3) 4.(2)⑤(イ)に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- (4) 学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	和寒町では少子高齢化が進み、小・中学校の統廃合に伴う跡地活用が大きな課題となっている。また、和寒高校の生徒募集停止が決定されるなど、地域活力の低下が懸念されている。学校設置会社による通信制高校を設置することによって、特別な配慮を必要とする生徒に対する教育機会を提供するとともに、本町における高校教育機会を確保する。また、スクーリングにおける体験学習や地域行事への参加などを通じ、都市部に暮らす若者たちに地方の良さや現状を伝えとともに、生徒と町民が交流を図ることによって地域の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回
2	福島県	川内村	川内村教育特区	川内村は、南北を阿武隈山地が連なる緑豊かな村であり、「人と大自然が共に輝き、健康で文化の漂う村」を目標にまちづくりを進めているが、近年、過疎化、高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が懸念されている。一方、福島県内においては、近年、不登校児童・生徒や高校中退者が増加しており、村独自で早急な対策を進めていかなければならない。そこで、学校設置会社が通信制高等学校を設置し、ボランティア活動、実務・就労・自然体験、資格取得講座など特色あるカリキュラムを活用した教育を行うことで、村民の協力を得つつ地域社会と協同しながら、生徒に就学機会を提供するとともに地域社会の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置	第8回
3	茨城県	高萩市	高萩市教育特区	高萩市は、通信単位制高等学校（広域制）を活用して、地域の不登校生徒等のニーズに応えるとともに、全国各地より集まる生徒と市民との交流により、教育分野での地域の活性化を図る。多くの生徒が高萩の地を訪れ、自然とのふれあい・農林業等の専門家から学ぶ体験学習やボランティア活動を取り入れた学習カリキュラムは、市民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会が創出され、人材交流を通じて市民の活力を高める。また、子供たちに癒しとボランティア精神を形成するための機会を提供し、自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につながる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回
4	茨城県	大子町	大子町教育特区	大子町では、若年層の都市への流出や少子化により過疎化が進んでいる一方、小中学校の児童生徒の不登校や高校生の中途退学など教育上の課題を抱えている。これらの解決を図る施策として、株式会社による通信制の単位制高等学校を設置し、不登校等の生徒に対し学びやすい環境を整えるとともに、大子町の特徴である「豊かな自然環境」を活用した体験学習を実施するなど生徒が自己の課題を解決できるよう支援を行う。これらの取組みにより、大子町の抱える教育問題の解決を目指しつつ、地域振興と活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置	第9回
5	群馬県	玉村町	玉村町国際教育特区	玉村町では、国際教育に対するニーズは多様化し、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者も増えている。こうしたニーズに対応し、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、英語イメージ教育を行う小学校を株式会社が設置し、特定事業を実施する。これにより、子どもたちの進路の選択肢の多様化と、町全体の英語教育の充実・振興を図る。また、併せて地域の活性化も期待される。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第34回

6	埼玉県	深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	近代日本経済の父渋沢栄一は銀行、株式会社制度の創始のみならず、教育事業に多大の功績を今に残している。その生誕地として渋沢栄一の精神を基盤とし、株式会社による広域通信制高校を設置して、地域はもとより全国からの不登校生徒などの教育ニーズに応えると共に、市民との交流による教育分野での地域活性化を図る。また、インターネット活用の通信教育、スクーリングによる体験学習等を通じ、誰もが高校教育を受けられる社会環境づくりに努めると共に、渋沢精神の普及促進により、本市を新しい人づくりのセンターとして全国的にアピールしていく。	816 830	・学校設置会社による学校設置事業 ・市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第8回
7	千葉県	勝浦市	勝浦市教育特区	勝浦市は、少子高齢化及び人口減少が著しく、消費市場の縮小や地場産業の後継者不足といった地域産業の課題と併せて、学校の統廃合に起因する遊休教育施設の活用が課題となっている。このため、遊休教育施設を有効活用し、学校設置会社による広域通信制・単位制高等学校を設置することにより、全国的に顕在化している不登校生徒及び高等学校中途退学者の高等学校進学機会を充実させ、特区区域内で実施する面接指導に、地場産業を学ぶ科目を設定し、地域社会の担い手人材を育成すると共に、住民交流の促進及び地域経済の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第58回
8	東京都	千代田区	キャリア教育推進特区	千代田区には、日本有数の大企業からなるビジネスの中心地があり、IT産業も集積している。一方、近年の厳しい経済情勢等により、職業人に求められる能力は高度化しており、即戦力としての人材が不足している状況である。そのような状況の中、株式会社による大学・大学院の設置により、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実などを目指し、地域経済、産業の活性化や、実学のニーズに応える専門教育機関として、教育の多様化を図ってきたが、新たな専攻を設置することで更なるキャリア教育の推進を図る。	811 816	・校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第3回
9	東京都	杉並区	クリエイティブ教育推進特区	杉並区では、IT技術の高度化や情報化の進展に伴い、地域、企業におけるIT人材の必要性、重要性が高まっている。このため、情報処理技術者試験に係る特例措置を活用し、資格取得の負担軽減を図る。これにより、合格者の増加が見込まれ、資格取得を目指す学生及び求職者を増加させて、地域の活性化を図る。また、若年層の職業能力開発や進学・就職の支援、区民の生涯学習への支援も併せて実施し、まちづくりのための人づくりを推進する。	816	・学校設置会社による学校設置	第7回
10	東京都	八王子市	情報産業人材育成特区	ソフト系IT産業が多摩地区では一番多い185社立地しており、また、21校の大学がキャンパスを構えている全国有数の学園都市である本市において、株式会社立大学が開校することで、高度で最先端の知識と技術を持った人材が育成され、ITの先端技術に習熟した人材が輩出されることにより、地域産業のさらなる活性化を図る。また、その効果を「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」などに波及させることを目標としている。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第9回

11	東京都	立川市	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	立川市は、交通の要衝や業務核都市としての特性を活かし、児童等に対する指導教員養成ニーズの拡大並びに医療制度改革等に伴う人材の質的向上等、社会的ニーズの増大に応える責務があると考えます。今回、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置により本課題の解決を図るものである。これにより、高度専門職人材の養成に加え、立川らしさや高い文化性の増進、国際的コミュニケーションの醸成、地域に学術を伝える生活拠点としての活性化を目指す。	816 832	・学校設置会社による学校設置 ・インターネット大学における校舎等施設要件の弾力化	第16回
12	神奈川県	相模原市	相模原市国際教育特区	「広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成する」ことを目標に、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して学校設置会社による小学校を設置し、原則として各教科(国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く)の授業を外国人の教師等が英語で行う「英語イマージョン教育」を実施する。	816	・学校設置会社による学校設置	第13回
13	神奈川県	山北町	山北町教育特区	山北町は大自然と観光資源に恵まれる一方で、人口減少の下で、農林業から観光関連を中心としたサービス業にシフトしている。このため、地域創生を担う人材育成を行うとともに、教育事業の実施を通じて交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげるため、町民の理解を得て学校設置会社による「通信制高等学校」の設置を計画した。 特区内で行う面接指導等を通じて、地域の実情に応じた自然体験(農林業)、就業体験(商業)、ボランティア活動(福祉産業)等の実習授業を積極的に取り入れる。 また、通信制高等学校の特性を生かして増加の傾向にある不登校、学習障害等の生徒をめぐる諸課題にも対応し、インクルーシブ教育を積極的に取り入れ、教育のまち山北を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第42回後半
14	石川県	白山市	美川サイバータウン教育特区	海底ケーブルを地域まで延長し、光ファイバー・ケーブルを敷設し、データセンターを設置する。それらの恵まれた情報通信環境を使つての遠隔教育を通して、町内外、やがてアジア全域と広域から生徒を募集し、学習支援を行なうインターネット高校(広域通信制課程)をはじめ遠隔教育による生涯学習を通じた地域活性化を図ることとする。それらの過程を通して、高度な教育を実施していく中で得られる教育的刺激をもたらす、情報発進力・自己表現力の高い人材の発掘・育成を核とした地域振興、国際社会で活躍する人材の育成を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回

15	愛知県	瀬戸市	瀬戸市国際未来教育特区	市の政策課題(就業者数・居住者数の増加による地域産業の活性化、次世代の産業や社会・文化を担うことのできる人材の育成・輩出、市域の学校跡地及び旧校舎の活用)を解決するため、本特例措置を活用し、小・中一貫教育を行う学校と年少児から年長児(3歳児から5歳児)を教育するプリスクール(企業主導型保育施設)を有する幼小中の国際学校「瀬戸LCA学園」を設置する。 英語教育やICT教育などにおいて優れた教育課程・環境を有する当該学校設置会社が、「瀬戸LCA学園」の特色を生かした地域貢献等を展開することにより、子育て世代の人口誘因等の効果を企図している。	816	学校設置会社による学校設置事業	第50回
16	愛知県	豊田市	豊田市教育特区	当市人口は、都市部で増加する一方、山間部では減少している。中山間地域では3年前に高校の分校が閉校し、子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状がある。また、中学校における不登校生徒数が3%強と、全国平均と比べ若干多い特徴がある。茨城県で実績のあるルネサンス・アカデミー株式会社の運営する通信制高校を設置することで、中学卒業後の進路の選択肢を増やすことができ、さらに廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能、避難所機能を残しながら活用することにより地域活性化、住民の安心安全につなげる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第26回
17	滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	豊かな自然環境や地域資源を活用し、循環させ、人々が努力し、協力し作り上げていく地域社会を「環の郷」と位置づけ、これまで積み上げられてきた地域での暮らしやつながりを再生し、循環する仕組みを構築していくという理念を、開設を計画している通信制高等学校の教育の中に取り入れ、不登校や学業不振に悩む生徒にも配慮した、特色ある体験学習を展開するとともに、現代社会で失われつつある豊かな自然環境や文化の中で日本人としての「人間力」を養うことを目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
18	大阪府	大阪府、大阪市	大阪市教育特区	株式会社立による通信制高等学校を、交通アクセスが充実し、教育機関や企業が集積する大阪市内に設置することにより、不登校生や高校を中退した生徒に新たな学習の場を提供し、再チャレンジするための環境を整備するとともに、キャリア教育や職業教育等の充実を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第31回後半
19	兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	本特例措置の活用により、国内企業はもとより、外国企業の誘致の促進等を通じて、港湾物流の活性化を図り、神戸のアイデンティティーである港の再生と港に連なるまちの活性化を加速させる。本計画の実施に当たっては、特に重要拠点として①ロジスティクスハブ拠点、②総合静脈物流拠点、③国際経済拠点、④国際・ビジネス人材育成拠点、の4つの拠点を形成し、神戸経済の本格的な復興を目指すことで港とその周辺地域を中心とする地域全体の活性化を図る。	504 512 816	・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ・地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)

20	兵庫県	相生市	海と森と人が輝く 相生市教育特区	相生市は造船の町として栄えてきたが、近年では人口減少が進み、本年3月に中学校1校を廃校した。当市は、廃校施設の有効活用を図るため、不登校生徒等を対象とした株式会社立による広域通信制単位制高等学校を設置する。海に面していることから、ペーロン体験やヨットなどにも親しむとともに、IT教育やサッカーなど多様な内容をカリキュラムに盛り込むことで特色ある学習を展開する。これらを通じて、生徒の生きる喜びや感動を高め、愛着といきがいを育む教育を行うとともに、地域の活性化も図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
21	兵庫県	養父市	響きあう心 拓く 明日 但馬中央の 郷 ー養父市教育 特区ー	株式会社立の広域通信単位制高等学校を設置し、学習カリキュラムにボランティア活動を授業に組み入れ、農林業等の体験学習を行う。地域の中・高齢者が指導者となり、全国からやってくる生徒の体験学習を進め、地域と連携した学校づくりによる中・高齢者を中心とした「生きがい・楽しみ・誇り」を醸成する。 また、社会人を中心に福祉・保育・商業・行政分野での人材育成のための専攻科を設置し、少子・高齢化の進展に対し発生した福祉・保育の需要に教育分野と連動し、安心して子育てができ、高齢者や障害者等を地域で支えるまちづくりを推進する。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第13回
22	兵庫県	淡路市	淡路市教育特区	構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用することで、廃校となった学校施設を利活用した株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置する。 生徒や関係者が地域の行事に参加することによる人的交流の促進、商業施設等の消費の拡大、加えて、スクーリング時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民活力の増進、国際交流活動の促進、グローバル人材の育成、地域の発展、地域経済の活性化を目標とする。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第27回
23	福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かすこととする。 外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速させる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)
24	福岡県	川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	川崎町は、炭鉱閉山後の人口流出により高齢化が進み地域活力が低下し、また、少子化の影響も受け、町内に6校あった小学校のうち2校が廃校となった。 そこで、本特例を活用し、通信制高校を設置することにより学習障害や不登校などの特別な教育を必要とする生徒へ、インターネットを活用した通信教育や地域資源を活かしたスクーリング(藤江氏魚楽園、地産地消型農業等)を行うことにより遠隔教育を活用して地域活性化を図る。併せて地域の雇用促進や町外から多くの生徒・家族、教育関係者などとの交流を図り、地域活性化を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第18回

25	熊本県	山都町	潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区	山都町では、少子高齢化や過疎化の進展により、町の基幹産業である農林業を始めとする地場産業が衰退している。このため、本町に学校設置会社による広域通信制高等学校を設置し、スクーリングなどの機会を通じて地域の社会的資源や地域人材を活かした教育を提供し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、農林業などの後継者の確保や定住を促進し、地域の活性化に取り組む。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回
----	-----	-----	----------------------	---	-----	------------------	------

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 4 年 10 月 7 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（1）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 48 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案

と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関係する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。